

## 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画等の策定状況について

### 1 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画

本市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせ、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「現行支援事業計画」という。）を平成27年3月に策定しました。

現行支援事業計画は、平成27年4月から令和2年3月までが計画期間となっており、令和2年4月から5カ年を計画期間とする「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期支援事業計画」という。）を現在、策定中です。

#### （1）計画の位置付け

現行支援事業計画は子ども・子育て支援法で義務付けられている、幼児教育・保育と利用者支援事業などの地域子育て支援事業の量の見込みとその確保策だけではなく、子ども・子育て支援に関連する「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」及び「母子保健計画」を包含した、本市の子ども・子育て支援に関する施策や事業の総合的な計画としています。

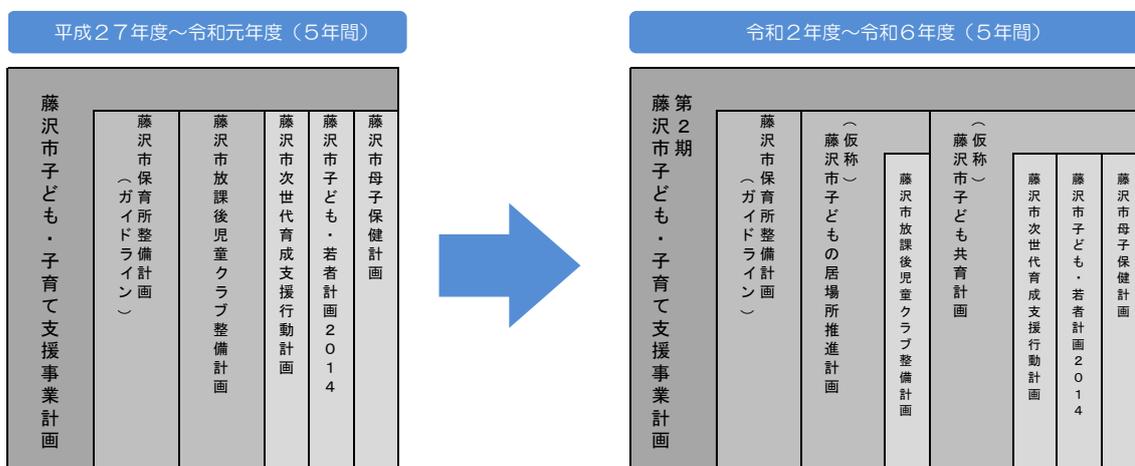
第2期支援事業計画についても、子ども・子育て支援施策を総合的に定める計画とし、施設の整備や事業の実施については、個別に整備計画や実施計画を策定しているところです。

具体的には、待機児童対策を含めた保育所整備に関しては「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）、また、子どもの居場所については、放課後児童クラブの整備だけではなく、そのほかの確保・充実策を含めた計画（後述「3（仮称）藤沢市子どもの居場所推進計画」）を策定中です。

さらに、法定以外の具体的な事業に関しては、子どもの貧困対策事業と重複する事業が多いことから、子どもの貧困対策に関する計画（後述「4（仮称）藤沢市子ども共育計画」）に位置付ける予定です。

なお、計画の骨子案は資料2のとおりです。

## ア 子ども・子育て支援に関連する計画の位置付け



### (2) 利用希望把握調査

第2期支援事業計画に定める法定事業の量の見込みと確保策の基礎資料とするため、次のとおり利用希望把握調査を実施し、現在、集計・分析中です。

なお、調査項目については資料3のとおりです。

#### ア 実施期間

令和元年5月8日から同月27日まで

#### イ 対象者

次の(ア) (イ) の世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収しました。

(ア) 0歳から4歳までの児童の保護者（未就学児）

6,000世帯

(イ) 5歳児及び小学校1年生から5年生までの児童の保護者（小学生）

6,000世帯

#### ウ 回収数・回収率

(ア) 未就学児の保護者 3,171件 (52.9%)

(イ) 小学生の児童の保護者 2,920件 (48.7%)

合計 6,091件 (50.8%)

## 2 藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）

現行のガイドラインについては、「教育・保育の量の見込み」に対応するため、様々な子育て支援施策の方向性等も定めていましたが、次期ガイドラインの策定に向けては、「保育を必要とする児童の受け皿確保」「法人立保育所等の再整備」「公立保育所のあり方」の3本を柱に現在作業を進めています。

(1) 保育を必要とする児童の受け皿確保

第2期支援事業計画の策定にあたり実施した利用希望把握調査の結果と幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえて推計した量の見込みに対し、具体的な確保策を計画に位置付けます。

ア 既存保育施設を活用した確保策

幼稚園における預かり保育の充実を図るとともに、藤沢型認定保育施設の活用と企業主導型保育事業への支援を進めます。また、本市における待機児童の実情を踏まえ、既存保育施設の空きスペース等を活用して1歳児及び2歳児の受け皿確保の取組を進めます。

イ 保育士確保策

保育士不足の現状に対応するため、ニーズを踏まえた保育士確保策強化を図ります。

ウ 認可保育所等の新設整備

量の見込みに対し、既存保育施設を活用した確保策及び法人立保育所等の再整備に伴う定員拡大等の取組で不足する分に対し、公募による認可保育所等の新設整備を進めます。

なお、暫定的に次期ガイドラインを前倒し、令和元年5月から実施していた保育所設置運営法人公募の選考結果及び令和2年4月に向けた定員拡大見込みについては、資料4のとおりです。

(2) 法人立保育所等の再整備

施設の老朽化等により再整備を検討している法人立保育所等に対し、再整備後の定員拡大を前提に支援を図ります。

なお、令和2年度中に再整備を予定している園は、次のとおりです。

ア 第2湘南まるめろ保育園の本園化

平成30年6月に認可保育所分園として開所した当該保育所については、事業選定当初から神奈川県より「将来的に本園化（受け入れ枠拡大）の余地を持たせること」を条件のひとつとして認可がされています。

この間、法人内において諸条件の調整を図り、令和2年度中に園舎を増築して本園に移行する準備を進めています。

本園化後の定員拡大数については、現在法人内において検討中です。

イ 保育ルーム フロールの移転再整備

届出保育施設の認可化促進事業により、平成27年10月に小規模保育事業所として開所した当該施設は、定員拡大を目的に、令和2年度中に近隣地へ移転再整備を行うための準備を進めています。

再整備後の定員拡大数については、現時点で6人増を予定しています。

### (3) 公立保育所のあり方

公立保育所のあり方については、これまで進めてきた基幹保育所を中心とした保育の質の向上や子育て支援の取組について、成果や課題の検証を行います。また、地域保育所においては、地域における今後の役割などを明確にし、その他保育所は、建物の老朽化や地域の待機児童の状況を鑑み、方向性を位置付けます。

## 3 (仮称) 藤沢市子どもの居場所推進計画

放課後の児童の居場所の充実を図るという観点から、放課後児童クラブの整備に加え、地域子どもの家、児童館、放課後子ども教室等の整備・活用についての計画を新たに策定します。

### (1) 放課後の児童の居場所の充実

放課後の児童の居場所については、地域子どもの家、児童館、放課後子ども教室といった施設・事業について、利用時間・利用方法の拡充、実施場所の増設を図ることを目指します。

#### ア 地域子どもの家の新設

藤沢市公共施設再整備プランに基づく「藤沢市藤が岡二丁目再整備事業」において、市内で18番目となる「大道子どもの家」を新設し、令和3年4月の供用開始を予定しています。

#### イ 地域子どもの家・児童館の運営方法の検討

地域子どもの家・児童館における飲食、開館時間の延長、学校から直接来館するランドセル来館について、利用者や運営委員等からの意見集約、他市事例の確認等を行い、課題を検証したうえで、実施に向けた検討を行います。

#### ウ 放課後子ども教室の実施校の増設

現在、市内3小学校で実施している放課後子ども教室については、実施校の増設を目指し、教育委員会と連携し、実施場所・方法を検討します。

#### エ 市民団体主体の子どもの居場所事業との連携

市民団体が主体となり展開する、地域における子どもの居場所事業について、実施主体との連携や行政による有効な支援方法について、検討を行います。

### (2) 次期放課後児童クラブ整備計画

#### ア 次期放課後児童クラブ整備計画の位置付け

現在、放課後児童クラブの整備は、平成27年3月に策定した「藤沢市

放課後児童クラブ整備計画」に基づき、平成27年度からの5カ年計画で実施しています。

今年度末で計画期間が終了することに伴い策定する次期放課後児童クラブ整備計画については、地域子どもの家、児童館、放課後子ども教室などとともに、放課後の児童の居場所の充実を図るという観点から、「(仮称)藤沢市子どもの居場所推進計画」の中に位置付けます。

なお、計画期間は、法定計画である「第2期支援事業計画」と同じく令和2年度からの5カ年とします。

#### イ 放課後児童クラブ整備方針

放課後児童クラブの整備については、児童クラブの利用ニーズが増加していることを念頭に、今年5月に実施した利用希望把握調査の結果をもとに量の見込みを立て、必要な整備を進めていきます。

施設整備にあたっては、次の5点について、積極的に検討を行います。

(ア) 学校施設の活用

(イ) 公共施設の活用及び公共施設再整備と連携した整備

(ウ) 現在の施設の増築・増床による定員数の拡大

(エ) 賃借物件の改修

(オ) 1つのクラブにおける複数学区の児童受け入れ

#### ウ 令和2年度に向けた放課後児童クラブの整備等

放課後児童クラブ設置運営事業者公募の選考結果、公募以外の整備予定及び令和2年4月に向けた定員拡大見込みについては、資料5のとおりです。

また、令和2年度以降の整備としては、藤が岡二丁目地区複合施設、鵜南小学校の公共施設再整備、環境事業センターの改築に合わせた石川小学校校区放課後児童クラブの複合化を予定しています。

#### エ 条例改正

「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、1クラブあたりの支援数をおおむね40人以下(定員では60人)、児童1人あたりの専用区画面積を1.65㎡と定めていますが、いずれも令和2年3月31日までを経過措置期間とし、基準を緩和しています。

経過措置期間の終了に伴い、次期整備計画期間が終了する令和7年3月31日まで、経過措置期間の延長をする条例改正を本定例会に上程しています。

条例改正が可決されると、令和2年度以降も現行の定員を維持することが可能になりますが、整備が終了した学区から、順次、条例の基準に基づく定員とします。

#### 4 (仮称) 藤沢市子ども共育(ともいく)計画

平成30年度に実施した「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を踏まえ、子どもの貧困対策の実施計画を策定しています。

名称は「地域で子どもが共に育つ」「地域で子どもを共に育てる」の意味を込め、「(仮称) 藤沢市子ども共育(ともいく)計画」(以下「共育計画」という。)としたいと考えています。

共育計画は、子どもの貧困対策で実施する事業と、現行支援事業計画で包含していた「次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者計画」及び「母子保健計画」に位置付けるべき事業との重複が多いことから、これらの計画を含めた実施計画とすることを検討をしています。

##### (1) 計画の骨子

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、本年6月に改正され、市町村も計画策定が努力義務とされるとともに、貧困対策がすべての子どもの将来だけではなく、現在に向けた対策であることなどが明記されました。

この改正に伴い、国では「子供の貧困対策に関する大綱」、また、神奈川県では「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を見直し作業中です。本市においても、国や県の動向を注視し、整合性のとれた計画としていきます。

また、共育計画の構成案については、資料6のとおりです。

##### (2) 計画策定の経過と取組

###### ア 藤沢市子ども・子育て会議

藤沢市子ども・子育て会議は条例により設置された附属機関であり、子育て支援事業運営者、学識経験者、公募市民等で構成され、子ども・子育て支援に関することの審議をしていただいています。

本会議においては、昨年度の実態調査の調査票作成時から、会議の全体会だけではなく、少人数の「子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会」を設置し、計画策定でも引き続き議論をしています。

###### イ 藤沢市子どもの貧困対策連携会議

平成29年度に現行支援事業計画の中間見直しをした際に、子どもの貧困対策に関連する事業を体系化するため、庁内に子ども青少年部、福祉健康部、教育部の関係課で構成する「藤沢市子どもの貧困対策連携会議」を設置し、平成30年度は調査票の作成から連携し、実態調査を実施しました。

今年度からは、実態調査の結果を踏まえ、市民自治部、生涯学習部、計画建築部の関係課を加え、計画策定作業を行っています。

## ウ ワークショップ

子どもたちのために、地域で何ができるのかを市民の皆さまと考え、計画策定に反映させるため、8月3日に湘南台公民館、8月10日に湘南大庭公民館、8月24日に本庁舎3階にてワークショップを開催しました。

第1部は実態調査の結果を説明し、共通理解を深め、第2部は「子どもが主役のまちづくり～私たちがあの子にできること・私たちがあの子とできること～」と題し、藤沢市市民活動推進センター職員の司会で、グループに分かれてワークショップを実施しました。

各回とも多数の市民の参加があり、包括協定を締結している企業から飲み物と軽食の提供を受け、連携会議の職員がテーブルホストとなり、活発な意見交換をすることができましたので、得られたご意見も計画に反映してまいります。

また、今回実施したワークショップのまとめとして、本年11月24日の「青少年育成市民のつどい」において、子ども・子育て支援を通じた地域づくりに関する講演会等を開催する予定です。

## 5 今後のスケジュール

令和元年11月上旬	各計画素案策定
11月下旬～12月下旬	第2期支援事業計画及び共育計画のパブリックコメント実施
12月	12月定例会に各計画（素案）報告
令和2年 2月	2月定例会に各計画（案）報告
3月下旬	各計画策定・刊行
4月～5カ年	計画期間

以 上

事務担当：子育て企画課・保育課・青少年課